

郵電業第3135号の3  
平成12年12月21日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 浅田 和男 殿

郵政省電気通信局長  
天 野 定 功

### 光ファイバ設備の接続について

光ファイバ設備については、貴社において年内にも「光・IP通信網サービス（仮称）」を試験サービスとして提供の予定としているものと承知している。

これについて、「電気通信事業法の一部を改正する法律（平成9年法律第97号）附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて」の電気通信審議会の第一次答申においても述べられているとおり、貴社以外の電気通信事業者が貴社の指定電気通信設備（光ファイバ設備）との接続によりサービスの提供を行うことが可能となるよう、下記事項を踏まえ具体的な措置を講ずるとともに、その内容について本年12月26日までに報告されたい。

#### 記

- 1 接続事業者との公正競争を確保するため、貴社の「光・IP通信網サービス（仮称）」の提供開始と原則として同時期に、伝送装置を介さない形でアンバンドルされた、端末系伝送路と中継伝送路における光ファイバ設備の接続条件を暫定的に定め、これを早急に公表して接続の請求に応じること。
- 2 1の接続条件のうち接続料は、所要の郵政省令の改正により設定されることとなるまでの間は、端末系伝送路と中継伝送路について、暫定的に定めるものとする

